

会社名 アグリビジネス投資育成株式会社

所在地 〒 101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12

電話 03-5283-6688 ファックス 03-5283-6689

HPアドレス <http://www.agri-invest.co.jp>

代表者 代表執行役 宇都 輝男

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第2357号 登録年月日 平成22年3月24日

協会会員番号 012-02632

業務開始年月 平成14年10月 資本金 40.7億円

作成部署 投資管理部 電話 03-5283-6688

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	2. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	④. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	1. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
(株) 日本政策金融公庫	49.88%		%
農林中央金庫	19.98%		%
全国農業協同組合連合会	15.06%		%
全国共済農業協同組合連合会	15.06%		%
全国農業協同組合中央会	0.02%		%

4. 財務状況(直近3年度分)

(単位：百万円)

決算期	ファンド運用部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
29年3月期	135.3	190.7	63.9	58.4	3,839
28年3月期	112.3	191.1	108.2	104.9	3,780
27年3月期	82.5	120.1	55.4	52.8	3,676

5. 組織(平成29年8月1日現在)

①役職員総数 17 名

②運用業務従事者数 7 名

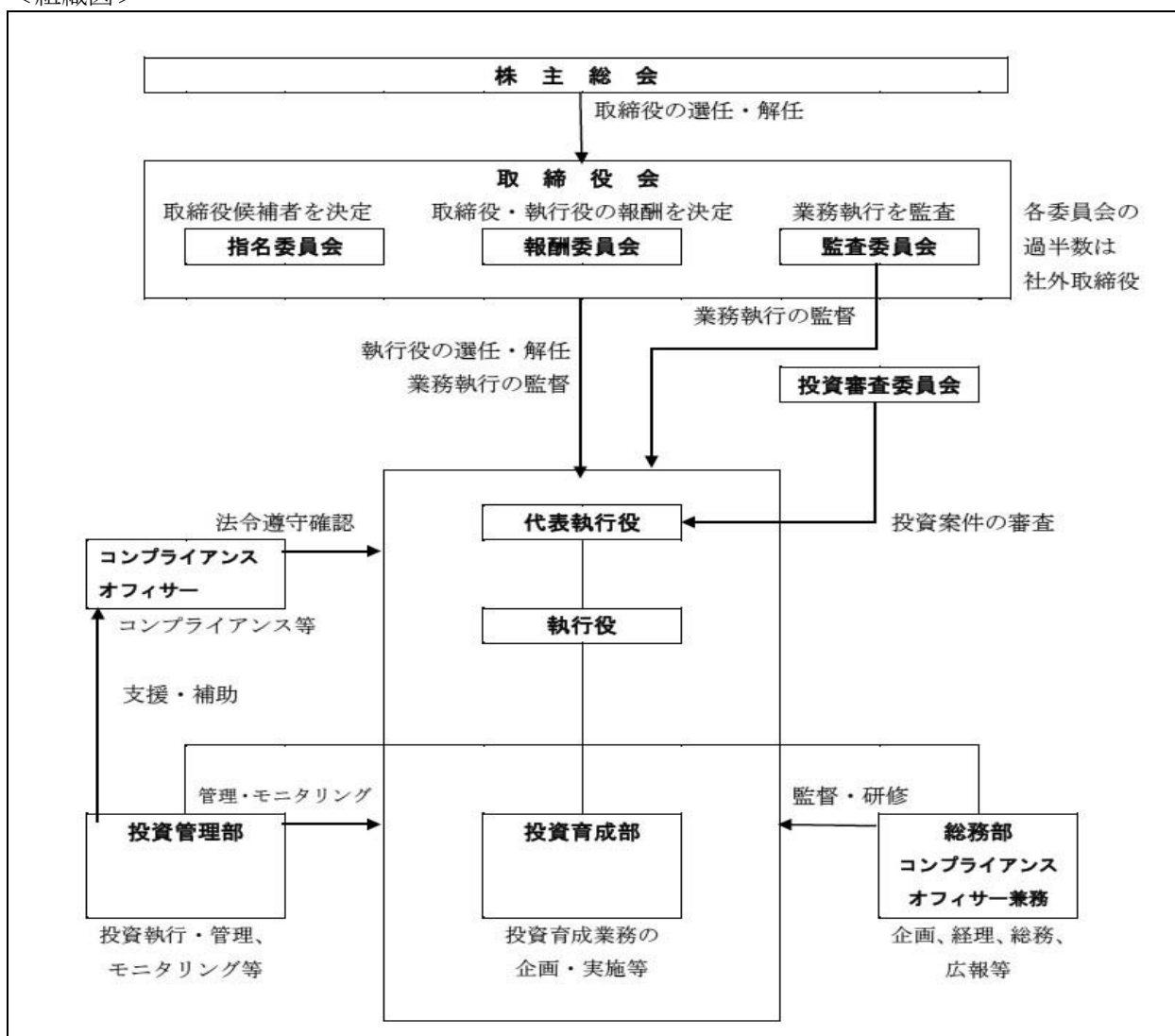
内 ファンド・マネージャー数 7 名、平均経験年数 1 年 1 ヶ月

内 調査スタッフ数 ー 名、平均経験年数 ー 年 ー ヶ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 2 名

CFA協会認定証券アナリスト数 0 名

<組織図>



7. 契約資産

①契約資産状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

国	運用	投資運用	投資助言
		金額	金額
国内	ファンド運用	4,079	-
	その他	-	-
	国内 合計	4,079	0

海外	ファンド運用	-	-
	その他	-	-
	海外 合計	0	0

総合計	4,079	0
-----	-------	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、\_\_件。

②投資対象別運用状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

	国内株式特化	国内その他	海外株式特化	海外その他	グローバル株式特化	グローバルその他
件数	3	-	-	-	-	-
金額	4,079	-	-	-	-	-

## 8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

当社は、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」の承認に基づき設立され、主に第一次産業における農業法人等への投資・育成を行う株式会社です。

上記法律の中では、「農業法人に対する投資の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、農業法人の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図り、もって農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。」と規定されており、当社においては、農業法人等へ投資を行うことにより、投資収益を確保しながらも、長期的な目線に立って農業法人、しいては日本の農業の持続的な発展を目的に投資を行っています。

具体的には、自己の固有の財産による投資のほか、農業法人の成長ステージや東日本大震災からの復興応援など、目的に応じた信託財産（ファンド）を組成し、それぞれに投資要件を設けて、運用を行っております。

## 9. 投資に関する意思決定プロセス

当社では、投資案件の審査・決定・実行に際し、「投資審査委員会」を経て、代表執行役の決定を受けています。

投資審査委員会には、当社株主団体のほか、農業経営・会計に詳しい外部の専門家を審査委員会のメンバーに加え、第一次産業特有の経営課題のほか、今後の成長性等を重点的かつ総合的に捉えながら、案件の審議を実施しております。

## 10. 金商法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る報酬

各目的に沿って組成された信託財産（農業法人向けファンド）により異なり、各信託財産の契約書類に定められた料率を用いて計算されます。

会社名 アセットデザイン株式会社

所在地 〒106-0041 東京都港区麻布台1-11-10 日総第22ビル7階

電話 03-6459-1320 ファックス 03-6459-1321

HPアドレス http://www.asset-d.com/

代表者 代表取締役 杉本 宏

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第1885号 登録年月日 平成20年6月4日

協会会員番号 012-02054

業務開始年月 平成14年10月 資本金 0.5億円

作成部署 コンプライアンスオフィサー 電話 03-6459-1320

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	④. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	1. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
竹内 直規	100.0%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	ファンド運用部門・ 投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
29年3月期	369	372	40	29	110
28年3月期	158	159	-9	-10	82
27年3月期	250	251	19	15	95

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 10名

②運用業務従事者数 6名

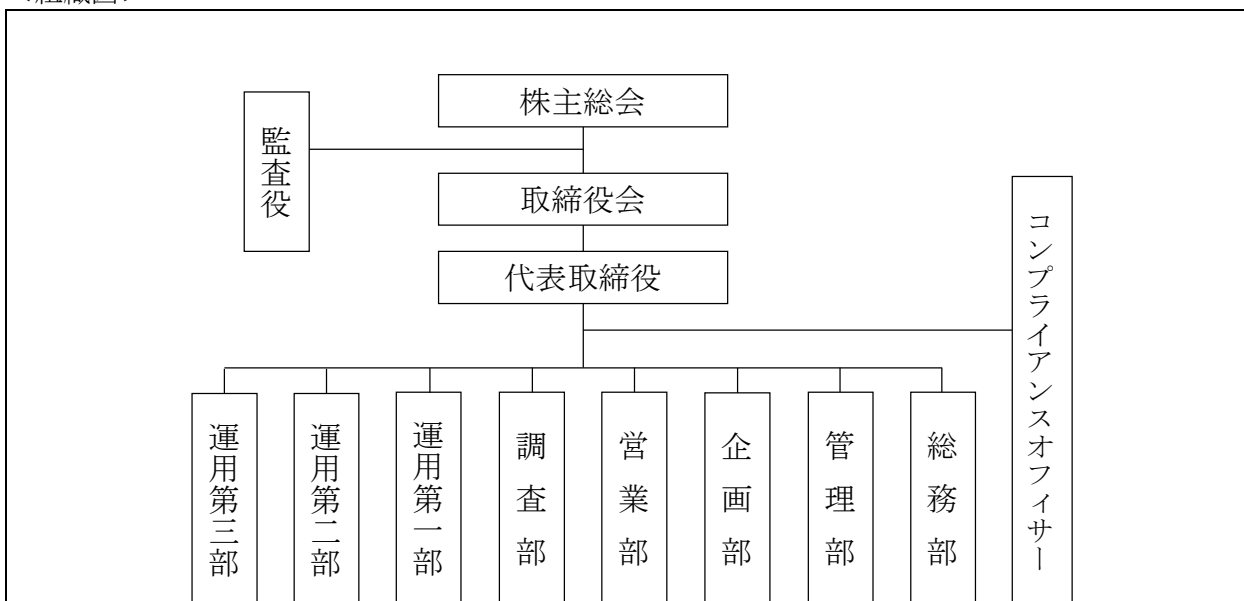
内 ファンド・マネージャー数 3名、平均経験年数 8年  カ月

内 調査スタッフ数 3名、平均経験年数 11年  カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 3名

CFA協会認定証券アナリスト数  名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	該当なし
下記①に該当する 法人との取引		. %	該当なし
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	85.85%	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	該当なし
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

(ファンド運用業)

①契約資産状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

		投資運用		投資助言	
		金額		金額	
国内	ファンド運用	1,566			
	その他				
	国内 合計	1,566			

海外	ファンド運用				
	その他				
	海外 合計				

総合計		1,566			
-----	--	-------	--	--	--

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、\_\_件。

②投資対象別運用状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

	国内株式特化	国内その他	海外株式特化	海外その他	グローバル 株式特化	グローバル その他
件数			1			3
金額			65			1,501

(投資一任業)

①契約資産状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金				
		私的年金				
		その他				
		計				
	個人					
		国内 計				

海外	法人	年金				
		その他	2	14,405		
		計	2	14,405		
海外	個人					
	海外 計		2	14,405		

総合計			2	14,405		
-----	--	--	---	--------	--	--

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、\_\_件。

②海外年金内訳（運用+助言）

米国	件 百万円
欧州	件 百万円
アジア	件 百万円
その他	件 百万円

③投資対象別運用状況（平成29年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	2								
金額	14,405								

④契約規模別分布状況（平成29年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数		1		1		
構成比(%)		50%		50%		
金額		2,327		12,078		
構成比(%)		16.2%		83.8%		

## 8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

- (1) 当社は、「顧客と運用者の利害を一致させた運用」の実現を業務運営の中核に置いています。
- (2) 当社は、資産運用に関して、万人に、そして、あらゆる時代に完全に適用可能な運用手法はなく、他より卓越した運用結果を残すために最も重要な要素は、運用を担当する個人のスキルであるという見解に立っています。
- (3) この観点から、当社は、会社としての投資戦略は固定せず、原則として、ファンドごとに裁量を有する運用担当者を配置しています。

## 9. 投資に関する意思決定プロセス

### 【自己運用業に係る事項】

- ・運用担当者を中心とする「投資ガイドライン」の立案、取締役会による承認

↓

- ・「投資ガイドライン」を含めた契約内容の顧客との合意
- ・取締役会による「投資方針」の決定

↓

<運用の開始>

↓

- ・運用担当者が、「投資ガイドライン」「投資方針」に従って運用  
(投資政策委員会、諮問委員会等の機関が社内に設置される場合もあります。)
- ＊「投資ガイドライン」…運用担当者の得意とする手法が十分に生かされる形で立案され、その内容について顧客と合意します。
- ＊「投資方針」…運用担当者を統制しその独断専行を防ぐため、投資対象・投資態度・投資制限等に関して、会社としての意思決定を行います。

### 【投資一任業に係る事項】

#### (1) 外国投資信託等の運用を受託する場合

- ・運用を担当する部門が、自らの運用能力及び運用手腕を判断して、その運用方針及び投資制限を決定します。その運用方針及び投資制限等は、原則として当該外国投資信託等のオフERINGメモランダム等に反映されます。
- ・当社では、外国投資信託等ごとに運用担当者を配置し、オフERINGメモランダム等の範囲内で運用に関する一定限度の裁量を与えて、運用を行います。
- ・外国投資信託等の運用の受託及び運用担当者は、取締役会において機関決定を行います。

#### (2) (1) 以外の投資一任業を行う場合

- ・投資一任業における運用方針は、顧客との間で締結される投資一任契約によってその具体的な内容が定まりますが、投資一任契約締結に係る当社の意思決定機関は、取締役会です。
- ・運用を担当する部門が、運用方針、その他の契約内容等を取締役に上程し、取締役会による承認を経たうえで、代表取締役は、投資一任契約を締結します。
- ・当社は、投資一任業に関し運用指図を行うに際して、適宜顧客との間で運用方法に関する協議を行い、顧客の投資方針を十分に尊重して指図権の行使を行うことを、投資一任業における資産運用に関する基本方針としています。
- ・したがって、当社における投資一任業に係る運用方針の決定機関は取締役会であり、投資一任契約締結の承認は取締役会によりますが、当社単独で詳細な運用方針を定めることは基本的に想定しておらず、当社は、運用裁量が相当に限定された形での投資一任業を行います。



10. 金商法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る報酬

下記は、当社のファンドにおける金商法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る報酬の上限を記載したものであり、具体的な報酬は、それぞれのファンドによって異なります。

(1) 管理報酬

報酬控除前純資産の年率3% (税別)

(2) 成功報酬

ハイ・ウォーター・マーク超過分の20% (税別)

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

下記は、当社の金商法第2条第8項第12号に掲げる行為に係る運用受託報酬の上限を記載したものであり、具体的な報酬は、それぞれの運用受託内容によって異なります。

(1) 管理報酬

報酬控除前純資産の年率3% (税別)

(2) 成功報酬

ハイ・ウォーター・マーク超過分の20% (税別)

会社名 エー・アイ・キャピタル株式会社

所在地 〒 100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉄鋼ビルディング6階

電話 03-5218-5230 ファックス 03-5218-5254

HPアドレス <http://www.aicapital.co.jp/>

代表者 代表取締役社長 佐村 礼二郎

金融商品取引業登録番号 関東財務局長（金商）第594号 登録年月日 2008年8月27日

協会会員番号 012-02086

業務開始年月 2002年7月 資本金 4億円

作成部署 コンプライアンス部門 電話 03-6895-5343

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	④. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
三菱商事株式会社	51%		%
大同生命保険株式会社	25%		%
株式会社三井住友銀行	20%		%
三菱UFJ信託銀行株式会社	4%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	ファンド運用部門・ 投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
29年3月期	588	653	70	49	1,125
28年3月期	610	737	170	104	1,134
27年3月期	594	740	381	249	1,173

5. 組織

①役職員総数 35 名

②運用業務従事者数 14 名

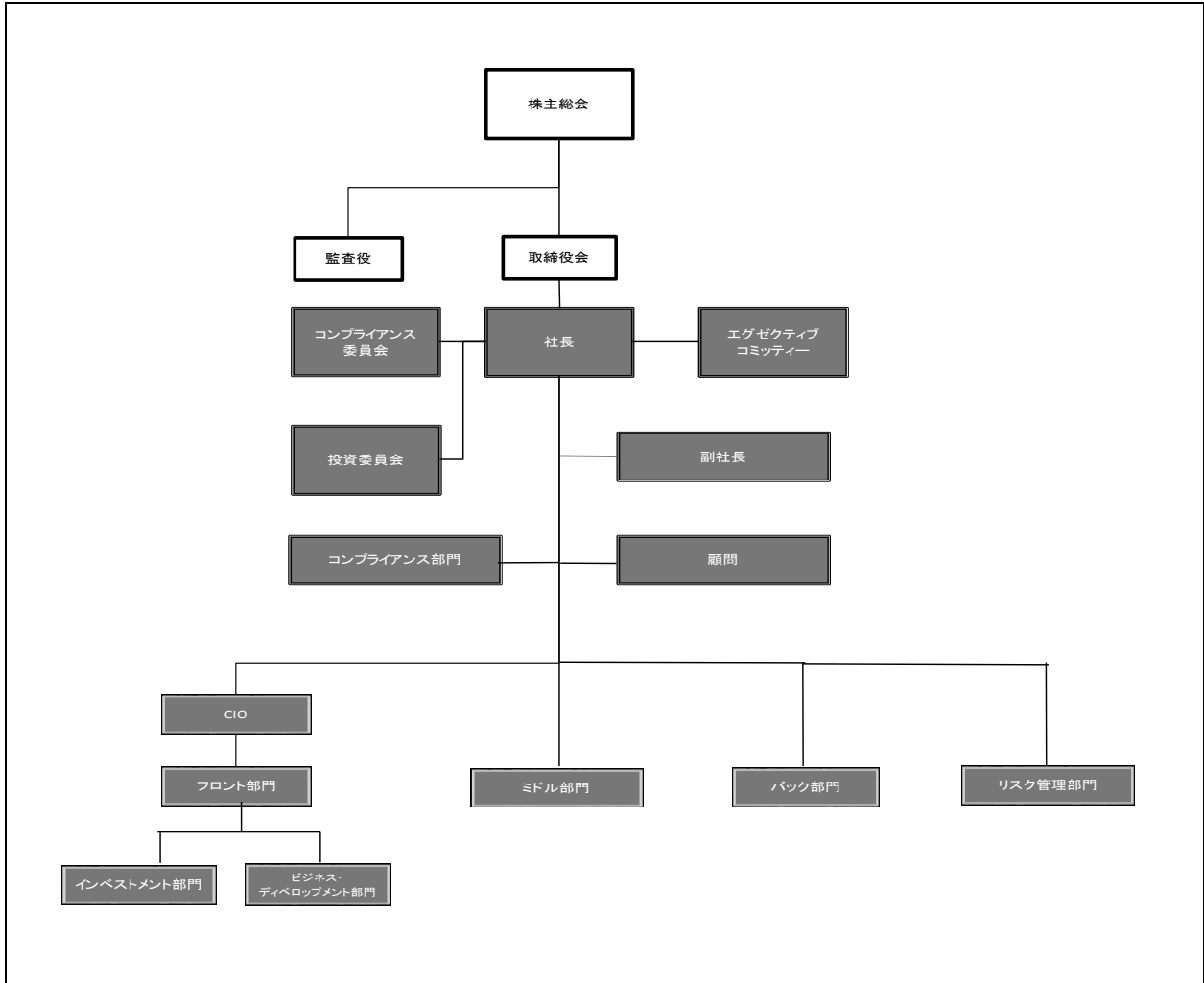
内 ファンド・マネージャー数 14 名、平均経験年数 6 年 1 ヶ月

内 調査スタッフ数 名、平均経験年数 年 ヶ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 5 名

CFA協会認定証券アナリスト数 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

## 7. 契約資産

(ファンド運用業)

### ①契約資産状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

		投資運用 金額	投資助言 金額
国内	ファンド運用	21,286	-
	その他	-	-
	国内 合計	21,286	0

海外	ファンド運用	9,909	-
	その他	-	-
	海外 合計	9,909	0

総合計		31,195	0
-----	--	--------	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、\_\_件。

### ②投資対象別運用状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

	国内株式特化	国内その他	海外株式特化	海外その他	グローバル 株式特化	グローバル その他
件数	-	1	-	1	-	2
金額	-	5,977	-	9,909	-	15,309

(投資一任業)

①契約資産状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	10	297,173	-	-
		その他	2	5,245	1	202,464
	計	12	302,418	1	202,464	
	個人	-	-	-	-	
	国内計	12	302,418	1	202,464	

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	4	51,068	-	-
		計	4	51,068	0	0
	個人	-	-	-	-	
	海外計	4	51,068	0	0	

総合計		16	353,486	1	202,464
-----	--	----	---------	---	---------

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、3件。

②海外年金内訳 (運用+助言)

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	3	-	-	8	-	-	5
金額	-	-	2,310	-	-	60,074	-	-	291,102

④契約規模別分布状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

	10億円未満	10~50億円 未満	50~100億円 未満	100~500億円 未満	500~1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	4	6	2	2	0	2
構成比(%)	25.0	37.5	12.5	12.5	0.0	12.5
金額	2,352	16,799	11,843	40,355	0	282,137
構成比(%)	0.7	4.8	3.4	11.4	0.0	79.8

## 8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

### <運用サービスと投資戦略>

弊社はプライベート・エクイティ（PE）投資の分野で以下のサービスを提供することにより、適切に分散されたPEファンドのポートフォリオを限られた予算で構築することが必要な投資家から、PEファンド投資の経験が豊富でありPEファンドのなかでも個別の分野に特化した運用ニーズをお持ちの投資家まで、幅広い投資家の皆様のご要望にお応えしています；

- a. 投資運用サービス (i. ファンド・オブ・ファンズ、ii. 投資一任契約による運用サービス)
- b. 投資助言サービス

また、弊社ではトップ・ダウン・アプローチとボトム・アップ・アプローチの両面からポートフォリオ戦略の策定に当たっています。

#### トップ・ダウン・アプローチ：

弊社は、ビジネス・サイクルやマクロ経済の情勢を鑑みたうえで、投資戦略分散（ベンチャー・キャピタル投資、グロース投資、バイアウト投資、再生投資等）、地域分散、また、時間分散を考慮した投資戦略を策定することで、最適なプライベート・エクイティ投資のポートフォリオ構築を行います。

#### ボトム・アップ・アプローチ：

弊社は、有能な運用マネージャーと良好な関係を維持することで、プライベート・エクイティ投資のマーケット状況や世界のトップ・ティア・ファンドの募集状況及び投資状況を把握し、お客様に最も適した投資機会の提供を行っています。また、独自に構築したプライベート・エクイティ・ファンドのデータベースから、投資家のプロフィールに最も適した投資機会を提供するファンドの絞込みを行います。

## 9. 投資に関する意思決定プロセス

投資一任契約並びにファンド・オブ・ファンズ（FOF）自己運用に関する投資先決定の手順

### (1) 案件発掘

弊社からのプロアクティブなアプローチを含む直接コンタクトによる発掘、プレースメントエージェントを通じた紹介、他の有力な投資家からの紹介あるいは親会社等からの紹介を通じてディールフローを得ています。

### (2) 投資先ファンドのスクリーニング

投資先候補との面談やプレゼンテーション資料等を通じて得た情報に基づき、各ファンドの強み・弱みを分析し、これを踏まえ投資担当者全員参加による週次投資チーム会議にてディスカッションを行います。そして、FOFあるいは顧客の投資戦略を加味した上で、更なるデュー・デリジェンスの可否を検討します。

### (3) デュー・デリジェンスの実施

上記スクリーニングを通過した投資候補先に対して、厳格なデュー・デリジェンスを実施します。

具体的には、①質問による不明点・疑問点の解消、追加情報の入手、②データ・ルームにおける社内資料等のチェック等のオンサイト・デュー・デリジェンス、③主要メンバーのインタビュー、④マネージャーの過去の実績や能力についての詳細なレファレンス等を実施します。

### (4) 投資委員会による意思決定

デュー・デリジェンスの結果を「投資チーム会議」にて投資担当者のコンセンサスを得た後、「投資委員会」において最終的な投資判断を行います。「投資委員会」は、全会一致方式で意思決定を行います。

### (5) その他

以上のプロセスを経て投資家等との契約締結に至ることになります。尚、このプロセスは基本的に弊社内にて行い、第三者を活用することは想定しておりません。ただし、契約書については外部の弁護士と協議いたします。これに加えてファンドのストラクチャーによっては、便宜、会計士・税理士などの専門家を起用することもあります。

## 10. 運用受託報酬等

(1) 金商法第2条第8項第12号ロ(投資一任業)及び同第11号(投資助言業)に係る業務の報酬

お客様の契約資産額や運用手法、サービス内容等の事情に鑑み個別協議により決定いたします。

(2) 金商法第2条第8項第15号(ファンド運用業)に係る業務の報酬

固定報酬：ファンド・オブ・ファンズごとの契約により、報酬率を決定いたします。お客様の運用資産額に、一定の料率を乗じて算出します。料率は年率2%（税前）を上限とさせていただきます。

成功報酬：運用対象資産に対する収益部分の20%（税前）を上限とさせていただきます。

## 11. その他、特記事項

### Mission

～私たちの使命～

エー・アイ・キャピタルは、  
プライベート・エクイティ産業の更なる発展のために、  
国内外の投資家とファンド・マネージャーの皆様をつなぐ  
懸け橋となります。

### Vision

～私たちのあるべき姿～

プライベート・エクイティ業務に特化したプロフェッショナル・ファームとして…  
プライベート・エクイティ投資にまつわる最適なソリューションを提供します。  
プライベート・エクイティ産業の社会的意義を理解し、その重要性を皆様に伝え続けます。  
優秀な人材を惹きつけ、夢中にさせる組織であり続けます。

### Values

～私たちの信条～

ネットワーク  
生きた情報を提供すべく、独自に培ったグローバルなネットワークの更なる構築に努めます。

創造と挑戦  
新しいサービスを創造するとともに、広く深い知識・経験を積み上げ、変革をおそれず挑戦し続けます。

チームワーク  
私達の持つ力を結集し、決断力をもって機敏に行動します。

個人の尊重  
個々の独創性と多様性を尊重し、本音で議論します。

信頼  
高い倫理規範を遵守し、お客様と誠実に向き合います。

お客様とともに  
お客様のニーズを汲み取り、質の高いサービスを提供します。  
そして、お客様の成功を私達の責任と誇りとします。

会社名 グローバルリンクアドバイザーズ株式会社

所在地 〒 530-0026 大阪市北区神山町8番1号、梅田辰巳ビル4階

電話 06-6131-3353 ファックス 06-6131-3354

HPアドレス http://www.gladv.co.jp

代表者 代表取締役 戸松 信博

金融商品取引業登録番号 近畿財務局長（金商）第68号 登録年月日 平成19年9月30日

協会会員番号 022-00206

業務開始年月 平成11年10月4日 資本金 5千万円

作成部署 管理部 電話 06-6131-3353

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	2. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	④. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
営業所	本店	大阪市北区神山町8番1号、梅田辰巳ビル4階
営業所	東京営業所	東京都新宿区山吹町340-3、ex-Gemini301号

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
戸松信博	85.44%		%
畔柳一郎	10.12%		%
浅野穰	2.22%		%
斯波要祐	2.22%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	ファンド運用部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
29年3月期	22	133	3	-10	74
28年3月期	40	129	3	3	85
27年3月期	54	138	-3	-3	82

5. 組織

①役職員総数 13名

②運用業務従事者数 2名

内 ファンド・マネージャー数 1名、平均経験年数 18年 0ヵ月

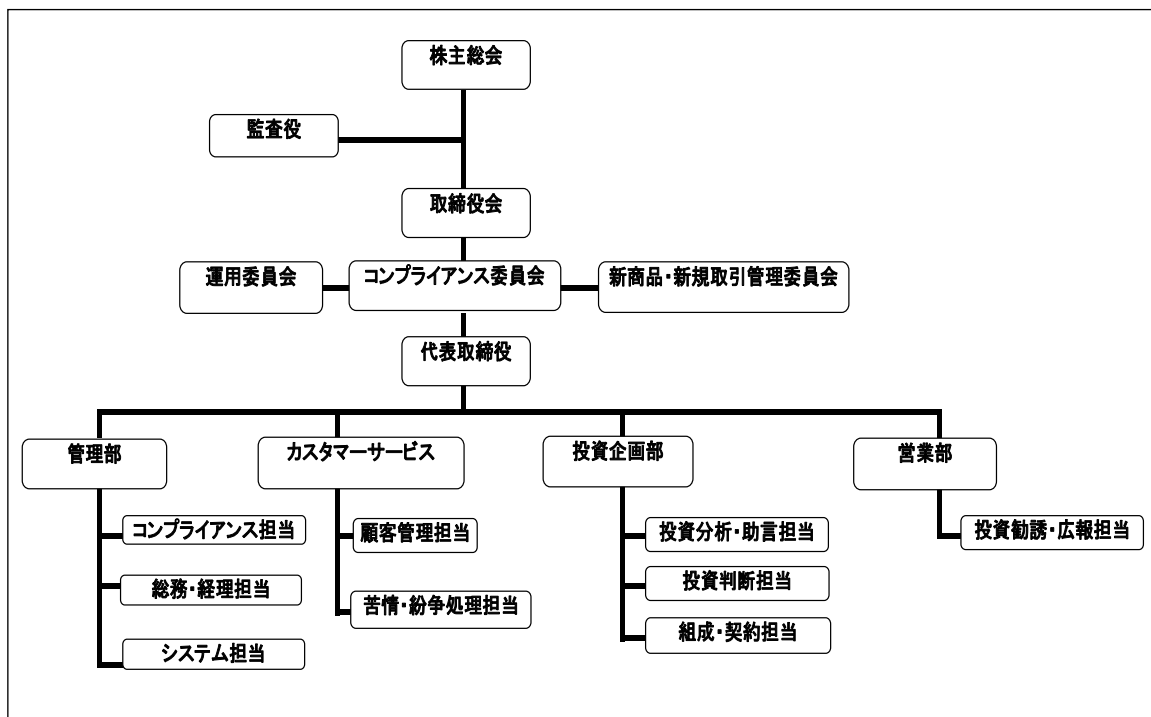
内 調査スタッフ数 1名、平均経験年数 3年 0ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 2名

CFA協会認定証券アナリスト数 0名



<組織図>



7. 契約資産

①契約資産状況（平成29年3月末現在）

（金額単位：百万円）

		投資運用	投資助言
		金額	金額
国内	ファンド運用		
	その他		
	国内 合計		
海外	ファンド運用	958	
	その他		
	海外 合計	958	
総合計		958	

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、1577件。

②投資対象別運用状況（平成29年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内株式特化	国内その他	海外株式特化	海外その他	グローバル 株式特化	グローバル その他
件数			8			
金額			958			

## 8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

当社の投資方針としては、個別のファンド毎に設定されるべき事項を除き、基本的には以下の方針によります。基本的な投資スタンスとしては、短期的売買差益の獲得を主眼に置かず、長期間保有する方針で、投資国の中長期的持続的な経済成長の恩恵をストレートに享受できる運用を目指します。

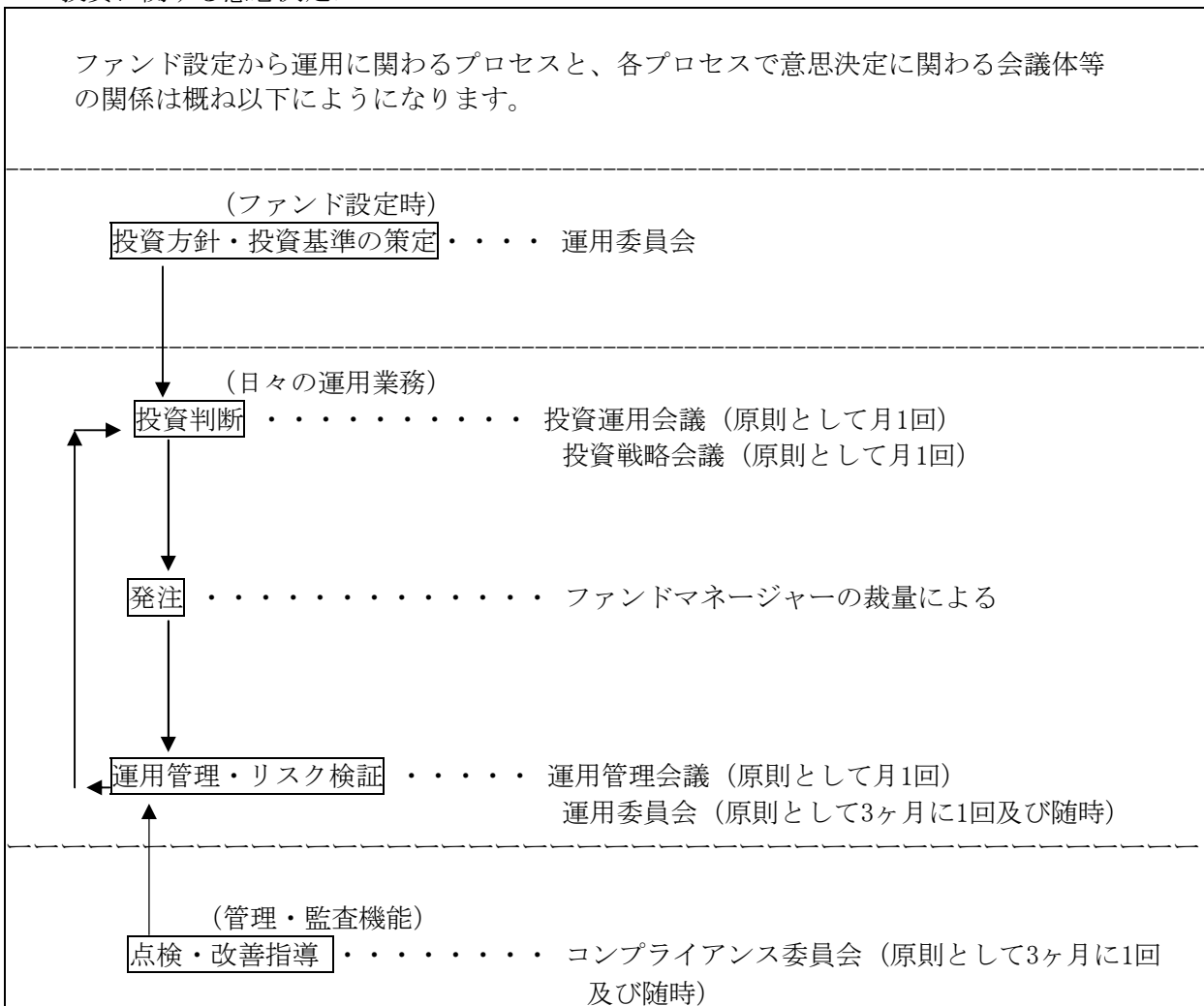
(1) 取得する銘柄の選定にあたり、投資助言会社や取次ぎ証券会社から得られる投資国の株式及びその財務や決算に影響を与える投資情報や株式市場に影響を与える金融政策をはじめ、政治や一般社会など投資国経済に関する情報提供により、個別の企業に着目し、徹底的に調査するボトムアップ・アプローチ方式を採ります。基本的には、企業訪問を行い、企業経営者などへのインタビューによって、企業が開示している貸借対照表や損益計算書などの決算報告書に基づく財務内容やプロジェクトなど計画している事業計画や経営計画などの調査を行った上で、主要産業で高い成長の見込める銘柄を選別して、「ファンド運用の流れ」の投資プロセスによって、投資を決定します（企業訪問時の様子は写真付きのレポートで公開することを予定しています。どのようなプロセスで決定されているのかを運用報告レポートにおいて投資者に公開することで、透明性の高い運用を目指します。）。

(2) 取得する銘柄については、その企業への収益寄与度を勘案し、財務内容、株価水準等を勘案し、将来性及び収益性に比し、割安と判断されるものを選択します。取得した株式が目標にした株価に達したとき、市場動向及び株価水準等を分析し、保有の継続が有利とならないと判断したとき、又は当該保有する銘柄と比して他に有利な銘柄があつて、当該保有する銘柄を売却し再投資した方が有利であると判断したときに保有する株式を処分します。

(3) 投資判断の価値については、次の価値に基づいて、算定します。上場銘柄は、投資国証券取引所の市場価格により取引します。OTC銘柄は、投資国の証券会社等にて公表している価格を基準として取引します。

非上場銘柄（IPO）は、投資国の証券会社等にて公表している価格を基準として取引します。債券（国債）は、投資国の証券会社等にて公表している価格を基準として取引します。

9. 投資に関する意思決定プロセス



10. 金商法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る報酬

当社のファンドは、新興国の上場株式に対して運用する形態が主なものですが、そのときの新興国の状況や発行時の金融環境等により報酬を決めており、定型の運用報酬体系はありません。  
 具体的には、当社HPをご覧ください。

会社名 株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ

所在地 〒 100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルディング北館15階

電話 03-6266-5810 ファックス 03-6266-5801

HPアドレス \_\_\_\_\_

代表者 代表取締役 佐藤 雅典

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第762号 登録年月日 2007年9月30日

協会会員番号 012-02584

業務開始年月 2007年9月30日 資本金 1億円

作成部署 総務部門 電話 03-6266-5810

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	④. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
	本店	東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルディング北館15階

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率
(株)ジェイ・ウィル・コーポレーション	100%

4. 財務状況(直近3年度分)

(単位:百万円)

決算期	ファンド運用部門・ 投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
29年3月期	1,671	8,192	4,288	2,601	4,895
28年3月期	1,222	4,996	341	326	2,294
27年3月期	-	4,172	328	327	1,968

5. 組織(証券業または信託業務を営む場合、①~③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載)

①役職員総数 59 名

②運用業務従事者数 28 名

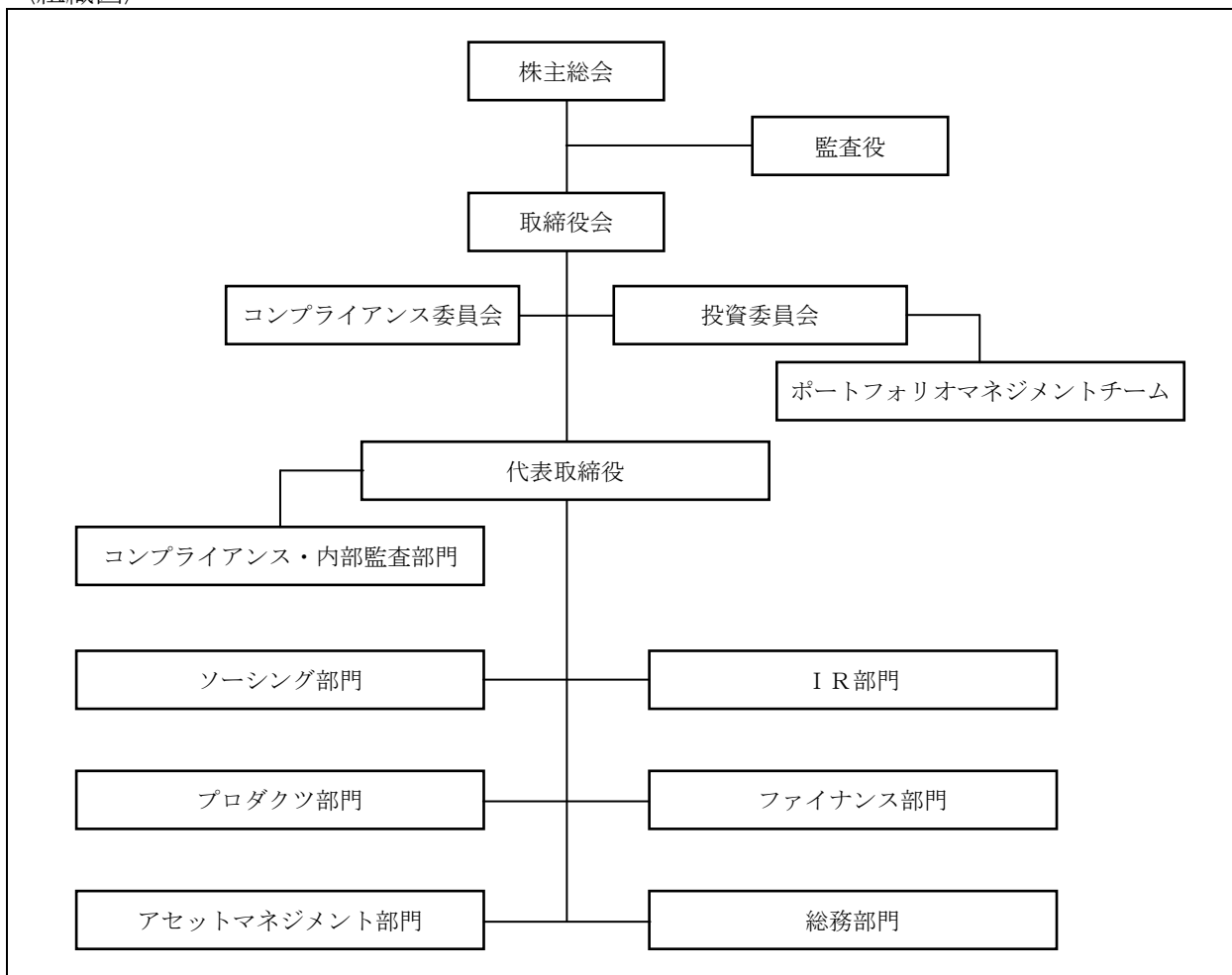
内 ファンド・マネージャー数 7 名、平均経験年数 16 年 7 カ月

内 調査スタッフ数 9 名、平均経験年数 1 年 4 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 6 名

CFA協会認定証券アナリスト数 - 名

〈組織図〉



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	該当なし
下記①に該当する法人との取引		. %	該当なし
下記②に該当する法人との取引	A社	26.7%	相手方の商号については、守秘義務等により非開示と致します。
	B社	18.6%	
	C社	10.7%	
下記③に該当する法人との取引	該当なし	. %	該当なし

- ①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等
- ②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人
- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

(ファンド運用業)

①契約資産状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

		投資運用	投資助言
		金額	金額
国内	ファンド運用	23,995	-
	その他	-	-
	国内 合計	23,995	-
海外	ファンド運用	-	-
	その他	-	-
	海外 合計	-	-
総合計		23,995	-

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0件。

②投資対象別運用状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

	国内株式特化	国内その他	海外株式特化	海外その他	グローバル 株式特化	グローバル その他
件数		2				
金額		23,995				

(投資一任業)

①契約資産状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国	法	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	-	-	-	-
		その他	24	49,688	-	-
	計	24	49,688	0	0	
内	個人		-	-	-	-
	国内計		24	49,688	0	0

海	法	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	0	0	0	0
外	個人		-	-	-	-
	海外計		0	0	0	0

総合計			24	49,688	0	0
-----	--	--	----	--------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0件。

②海外年金内訳 (運用+助言)

米国	-件 -百万円
欧州	-件 -百万円
アジア	-件 -百万円
その他	-件 -百万円

③投資対象別運用状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	24	-	-	-	-	-	-
金額	-	-	49,688	-	-	-	-	-	-

④契約規模別分布状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

	10億円未満	10~50億円 未満	50~100億円 未満	100~500億円 未満	500~1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	12	9	2	1	-	-
構成比(%)	50.0	37.5	8.3	4.2	0.0	0.0
金額	3,806	19,241	14,534	12,107	-	-
構成比(%)	7.7	38.7	29.3	24.4	0.0	0.0

## 8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

### ▶ 投資哲学とその運用の概要について

弊社では、国内投資家から受託した資金を主に国内の企業活動に対して投資することを通して、日本に現存する多額の金融資産の還流を活性化させる一翼を担い、日本経済・産業の発展、延いては国益の維持拡大に資することを目指しております。同時に、弊社は国内投資家に対して健全な利と意義を提供することに責任を持ち続け、投資家と長期に亘る信頼関係を構築致します。

上記投資哲学の下、旗艦ファンドでは、主に事業の再生・財務の再構築を必要とする産業、企業及びその関連資産に着目し、本来価値が発揮されていない投資対象企業・資産に対する投資を実行して参りました。投資対象企業・資産の価値の改善・実現を図ることにより収益を獲得し、更にその後の投資対象の成長と共にファンドの収益向上を目指しております。

尚、その際、リスク・リターンの最適化を可能な限り図るため、弊社内に適切に会議体を設定し、個別資産及びポートフォリオ全体としての収益・リスク管理を行っております。

### ▶ 旗艦ファンドの特徴と運用スタイルについて

- ✓ 国内の企業活動に関するあらゆる投資機会を活用し、最適なリスク・リターンの実現を目指しております。
- ✓ 投資期間を比較的短期間にする事により、ファンド運用期間中に利益計上や一定の資金回収が期待できる一方、最適な借入や投資回収資金の活用により、パフォーマンスの最大化を目指しております。
- ✓ 弊社独自のネットワークから得られる主に国内企業の再生や成長戦略の実現に資する全ての投資機会に対して、債権、不動産、株式などその資産種別に関わらず投資を実行しております。投資実行後は、必要に応じて弊社からの人材派遣や外部専門家の活用を行い、能動的なマネジメントにより、今まで隠されていた投資対象の本来価値を実現させます。内外の経済金融環境を十分に見極め、適切なタイミングと手段で投資対象の資金化を実現しております。

## 9. 投資に関する意思決定プロセス

### (投資対象案件の発掘)

ソーシング部門が投資対象となりえる投資案件に関する情報収集及び発掘を、独自発掘のみならず金融機関、事業会社等の紹介を通じて広域的に行います。

### (投資対象案件のスクリーニング)

プロダクツ部門は、様々な投資案件に関して、投資先との面談や入手した資料等に基づき投資に係る全般的な分析を行い、その後、投資方針に相応しい投資候補案件の選定を行うと同時に、デューデリジェンスの可否を検討します。

### (デューデリジェンスの実施)

上記スクリーニングを通過した投資案件に対し、プロダクツ部門がデューデリジェンスを実施します。



(投資シナリオの策定及び交渉)

上記デューデリジェンスの結果から、投資案件に係るリスク分析やこれに基づいた投資ストラクチャー、プライシング（投資額の算定）等の投資シナリオを策定し、その上で投資案件の売り手もしくは投資先に対して条件等の交渉を行います。

(投資委員会における審議及び投資意思決定)

投資委員会では、投資委員に対して投資案件の経緯、概要、投資金額、投資ストラクチャー、リスク分析、投資シナリオ等の説明を行い、投資を実行するか否かの意思決定を行います。

(コンプライアンス委員会の承認)

投資委員会での審議に併せて、コンプライアンスオフィサー並びに外部の弁護士及び会計士などの専門家から構成されるコンプライアンス委員会において、上記投資案件の投資の可否について主に法令等遵守の観点からその承認を得ることとしております。

10. 金商法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る報酬

ファンド毎の契約において定めております。

報酬は、出資額等の基準額に一定料率を乗じて算出される管理報酬と、ファンドの運用実績に応じて算出される成功報酬により構成することが一般的です。

11. その他、特記事項

その他、弊社での投資運用業務における特色や強みについて、以下のように認識しております。

- ✓ 2003年の創業来、変化する経済環境下における豊富な投資実績に裏打ちされた、卓越したソーシング・バリューアップ能力
- ✓ 事業及び財務の再構築に関するソリューションを提案・実行できる高い審査・ストラクチャー組成能力
- ✓ 企業の再生・育成に豊富な経験を有するメンバーによるアセットマネジメント、バリューアップ能力及び投資回収能力の高さ
- ✓ 独自に確立した各業界専門家との幅広いネットワークを活用した効率性の高い投資体制の実践
- ✓ 投資資産のポートフォリオ（総体）の実績や将来予想を分析し、各種リスクを認識することで実現するファンドの高い管理能力

会社名 株式会社ジャフコ

所在地 〒 100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア ウェストタワー11階

電話 03-5223-7536 ファックス

HPアドレス <http://www.jafco.co.jp/>

代表者 取締役社長 豊貴 伸一

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第1693号 登録年月日 2007/12/7

協会会員番号 012-02012

業務開始年月 1973/4 資本金 332億円

作成部署 管理部管理グループ 電話 03-5223-7073

### 1. 業の種類

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	2. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	④. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	1. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

### 2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
支社	中部支社	名古屋市中区栄2-3-6
支社	関西支社	大阪府中央区淡路町3-1-9
支社	九州支社	福岡市中央区天神2-14-8
子会社	JAFCO America Ventures Inc. (Icon Ventures)	アメリカ カリフォルニア州
子会社	JAFCO Investment(Asia Pacific)Ltd	シンガポール
子会社	JAFCO Investment(Hong Kong)Ltd	香港
子会社	JAFCO Investment(Korea) Co., Ltd.	韓国 ソウル

### 3. 主な株主 (2017年3月31日現在)

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
野村ホールディングス株式会社*	19.1%	STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	1.8%
株式会社野村総合研究所*	11.2%	JP MORGAN CHASE BANK 385094	1.5%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	10.4%	J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 380578	1.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3.3%	NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES LIMITED RE DUTCH PENSION FUNDS EXEMPT ACCOUNT-LENDING	1.4%
資産管理サービス信託銀行株式会社	2.4%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1.3%

\*2017年7月28日付で野村ホールディングス株式会社及び株式会社野村総合研究所が保有する株式全株を自己株式として当社が取得しました。

### 4. 財務状況 (直近3年度分) (単体) (単位:百万円)

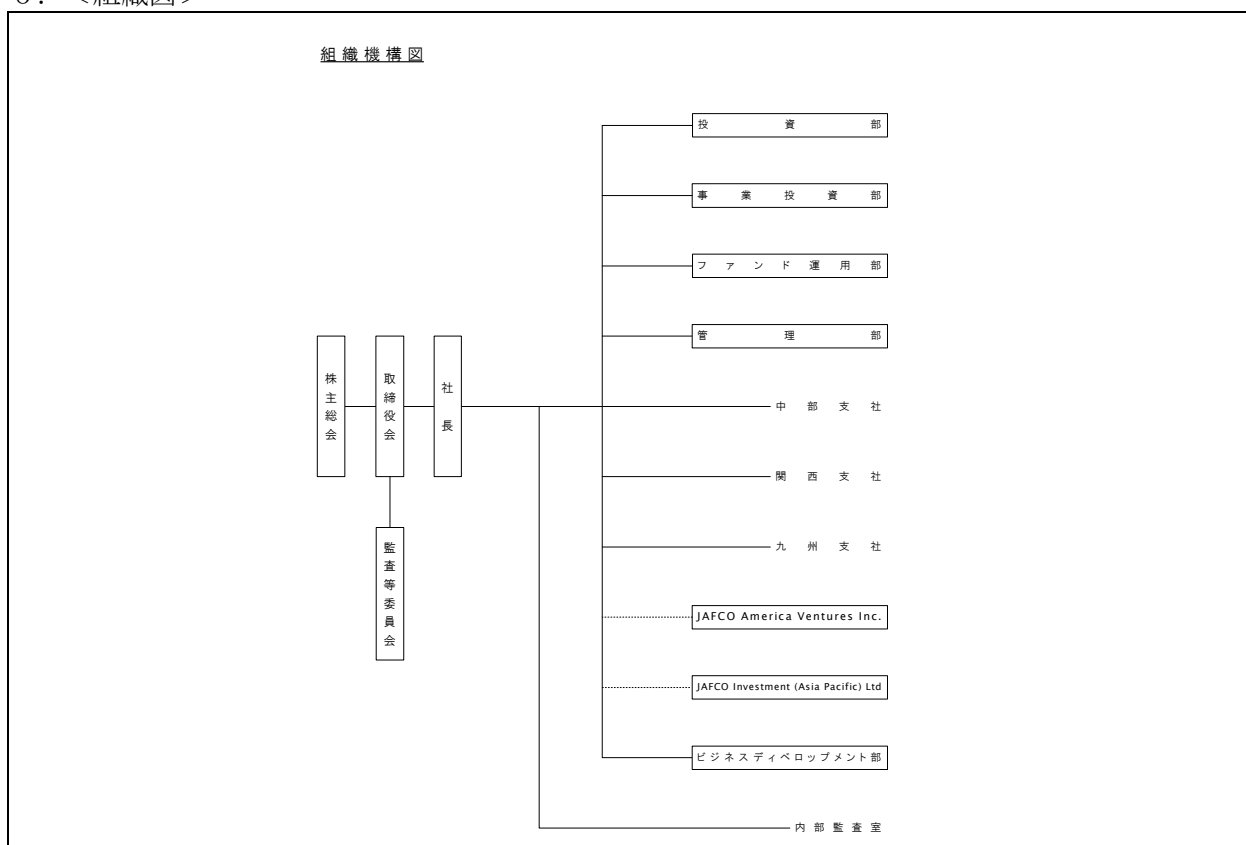
決算期	ファンド運用部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2017年3月期	5,402	25,858	13,202	10,694	202,264

2016年3月期	6,557	37,971	17,806	15,645	184,436
2015年3月期	2,920	58,173	46,006	34,227	183,571

5. 組織

- ① 役職員総数 116 名
- ② 運用業務従事者数 61 名  
 内 ファンド・マネージャー数 61 名、平均経験年数 11年 2 ヵ月  
 内 調査スタッフ数 0 名、平均経験年数 0 年 0 ヵ月
- ③ 日本証券アナリスト協会検定会員数 11 名  
 CFA協会認定証券アナリスト数 0 名

6. <組織図>



7. 契約資産

① 契約資産状況 (2017年3月末現在) (金額単位：百万円)

		投資運用 金額	投資助言 金額
国内	ファンド運用	41,569	-
	その他	-	-
	国内 合計	41,569	-
海外	ファンド運用	26,822	-
	その他	-	-
	海外 合計	26,822	-
総合計		68,391	-

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、  件。

(金額単位：百万円)

②投資対象別運用状況 (2017年3月末現在)

	国内株式特化	国内その他	海外株式特化	海外その他	グローバル 株式特化	グローバル その他
件数	3	-	-	-	27	-
金額	424	-	-	-	67,966	-

8. 運用の特色 (投資哲学、運用スタイル等)

**【事業モデル】**

当社のファンドはベンチャー投資とバイアウト投資に特化しています。ファンドの運用資金は、3、4年おきに、機関投資家や事業会社などから募集しています。また、全てのファンドに当社の自己資金を投入し、自らファンドパフォーマンス向上にコミットします。その比率は通常30～40%程度になります。ファンドの運用期間は10年、2年の延長期間を設定しています。ファンド募集のタイミングにかかわらず、当社は常に有望企業を開拓し、3、4年を目途に新規投資を積み上げ、ファンドごとに良質のポートフォリオを完成させていきます。また、投資後の経営関与を高め、起業家とともに事業の成長と企業価値の向上を図ります。そして、新規上場 (IPO) やM&A等によるEXIT (売却) を目指します。

**【運用ファンドについて】**

2017年3月末現在、運用中のファンド総額は4,348億円、出資者数はおよそ500社に上ります。当社はベンチャーキャピタルファンドの先駆者として、下記に掲げる三つの運用姿勢をもとに、規律と透明性を守り抜いていきます。そして、投資先の成長とファンドパフォーマンスを純粋に追求することが、ファンドの出資者と当社の利益に資するものと信じています。

- 特定分野に特化したファンドは作りません
- 特定出資者のためのファンドは作りません
- ファンド運用以外の事業はやりません

**【投資対象とグローバル投資体制】**

国内では、スタートアップ企業を中心としたベンチャー投資と、事業承継やスピンアウト等を対象としたバイアウト投資を重ねています。海外では、中国を中心としたアジア及びシリコンバレーをベースにした米国の有望ベンチャー企業にも投資を行い、地域的なリスク分散を図っています。ベンチャー投資は地域性の高いビジネスであり、各地域のコミュニティーに深く根差すことが求められます。経験豊富なローカルのベンチャーキャピタリストが、有望企業の開拓や投資の意思決定を自ら行うことで、ファンドパフォーマンスの向上を目指します。

**【厳選集中投資、コミットメント投資】**

金融危機以降、当社は国内のベンチャー投資の方針を大きく見直しました。IPOマーケットにおける高いシェアを狙った分散投資から、「厳選集中投資」「コミットメント投資」に舵を切りました。有望企業を厳選し、一社当たりの投資金額と保有シェアを高め、投資先への経営関与を積極化しています。高い保有シェアと経営関与を背景に、投資先の成長と企業価値の向上を促進し、EXITにおけるキャピタルゲインと投資倍率 (ROI) の最大化を図ります。

**【ビジネス・ディベロップメント】**

投資の主力であるスタートアップ企業では、事業の立ち上げや拡大におけるスピードが何よりも重要になります。当社は大手の事業会社を中心に1,000社を超える企業とのネットワークを構築しています。ビジネス・ディベロップメントチーム (BD) は、投資チームと連携しながら、そのネットワークを活用し投資先の成長に日々コミットしています。また、各地域を担当するBDチームが連携して、クロスボーダーの事業提携やM&AによるEXITも目指しています。

## 9. 投資に関する意思決定プロセス

投資部門は、投資事業組合の投資対象の発掘から育成、モニタリング、流動化までの投資に関わる下記の一連の業務を行っています。

### 1. 投資先企業の発掘

投資対象は、株式上場等により、投資資金の増殖回収が期待できる企業。

### 2. デューディリジェンス（企業の将来性判断）

発掘した投資候補先企業に対して、事業性、技術力、財務リスク、経営者評価等の観点から評価を行います。

### 3. 投資条件交渉

経営陣と協議、精査した事業計画と、その実現に伴うリスクを検討のうえ、将来の企業価値と必要な資金調達額を見積り、最適な資本政策案を提案し、投資条件の交渉を行います。投資部門と並行して、投資調査部門では、投資候補先企業の事業性、技術力、財務リスク及び経営者に関して評価を行います。

### 4. 投資の決定・実行

投資部門が投資事業組合の投資対象として適当と判断する場合には、投資委員会に上程し、投資委員会が投資の可否を決定します。投資委員会においては、投資調査部門の評価も合わせて提示されます。

### 5. 企業価値の向上

投資担当部門は投資先企業の株式上場へ向け、その成長ステージやニーズに応じた経営支援を行い、企業価値の向上を図ります。ジャフコでは、専門部署を設け、投資先企業の事業展開を組織的にサポートしています。サポートの範囲は、販路の拡大、顧客候補先・提携パートナーの紹介、経営人材の確保、事業計画の策定・見直しなど広範囲に渡ります。

### 6. EXIT（上場後及び未上場段階での流動化）

リードインベスターとして事業の成長を見据え、投資先経営陣とともに最適なEXITシナリオを議論し、選択します。

## 10. 金商法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る報酬

投資事業組合（以下「組合」といいます。）の設立時に間接的にご負担いただく費用として、出資約束金額又は出資金額の0.2%を上限に設立費用を実費でいただいております。

組合の運用期間中に間接的にご負担いただく費用として、管理報酬（出資約束金額又は出資金額に対し、年率で上限2.75%。組合財産管理委託報酬を含みます。）をご負担いただき、また、成功報酬（運用成績に応じて各事業年度における利益の上限20%。）及び事務委託費（組合財産総額に対し年率で上限0.3%。組合財産管理委託報酬を含みます。）をご負担いただく場合があります。その他、組合の業務遂行に関連して発生した費用（実費）や、組合が出資する他のファンドに関して組合を通じて負担する費用（出資するファンドにより異なるため、金額を表示できません。）を間接的にご負担いただく場合があります。

お客様にご負担いただく手数料等の額は、上記の各手数料等及びこれらに係る消費税等の合計金額となります。

## 11. その他、特記事項

当社は1982年に日本で初めての未上場企業に投資する投資事業組合（ファンド）を設立しました。以来、2017年3月までにジャフコが設立した投資事業組合（ファンド）は100組合以上、出資金総額は約9,700億円にのぼります。2017年3月末における投資実績は次のとおりです。

- 投資年数 国内44年、米国33年、アジア32年
- 累計投資社数 3,918社（国内 3,104社、海外 814社）
- 累計IPO社数 992社（国内789社、海外203社）

会社名 大和企業投資株式会社

所在地 〒 100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

電話 03-5555-6300 ファックス 03-5555-0877

HPアドレス http://www.daiwa-inv.co.jp/

代表者 代表取締役社長 柳原 藤雄

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第2845号 登録年月日 平成27年6月5日

協会会員番号 012-02706

業務開始年月 平成27年7月 資本金 1億円

作成部署 経営企画部 電話 03-5555-6424

## 1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	2. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	④. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	1. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

## 2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
支社	東北支社	宮城県仙台市青葉区中央2-8-13
駐在員事務所	台北駐在員事務所	台北市中山区松江路261号8F
子会社	DCIパートナーズ(株)	東京都千代田区丸の内1-9-1
子会社	Daiwa Corporate Investment Asia Ltd.	Rooms 501-502, Jubilee Centre, 18 Fenwick Street, Wanchai, Hong Kong

## 3. 主な株主

株主名	議決権保有比率
株式会社大和キャピタル・ホールディングス	100.0%

## 4. 財務状況(直近3年度分)

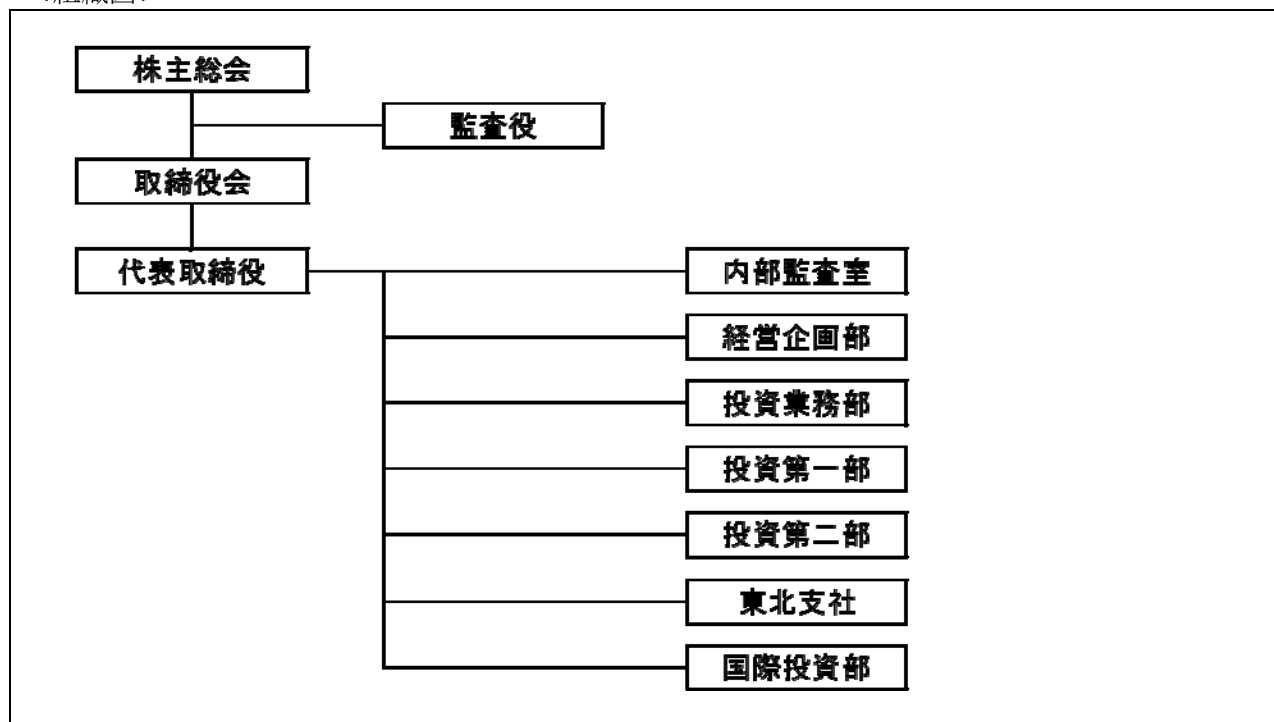
(単位:百万円)

決算期	ファンド運用部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
H29年3月期	397	5,542	3,611	2,726	14,512
H28年3月期	350	2,167	247	220	11,573
H27年3月期	550	2,360	231	238	14,384

## 5. 組織

①役職員総数 79 名②運用業務従事者数 32 名内 ファンド・マネージャー数 30 名、平均経験年数 9 年 5 カ月内 調査スタッフ数 2 名、平均経験年数 17 年 5 カ月③日本証券アナリスト協会検定会員数 9 名CFA協会認定証券アナリスト数 0 名

## &lt;組織図&gt;



## 7. 契約資産

## ①契約資産状況（平成29年3月末現在）

（金額単位：百万円）

		投資運用 金額	投資助言 金額
国内	ファンド運用	1,818	-
	その他	-	-
	国内 合計	1,818	-
海外	ファンド運用	-	-
	その他	-	-
	海外 合計	-	-
総合計		1,818	-

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、\_\_-\_\_件。

## ②投資対象別運用状況（平成29年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内株式特化	国内その他	海外株式特化	海外その他	グローバル 株式特化	グローバル その他
件数	1	-	-	-	-	-
金額	1,818	-	-	-	-	-

## 8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

大和証券グループを中心とした広範なビジネスネットワークや長年に亘る経験・ノウハウを活かしたベンチャー投資とバイアウト投資を展開し、これまでに数多くの企業の成長・株式上場にご貢献してきました。

次世代企業・産業のニーズと資金運用のニーズをつなぐ役割を果たし、活力ある経済社会を築くことが当社の使命です。

### （ベンチャー投資）

デジタルテクノロジー・ライフサイエンスなどに代表される先端技術を有する企業や、コンテンツ・サービスなどの分野で独自のビジネスモデルを持つベンチャー企業を支援しています。

単に資金面だけでなく、人材紹介から株式上場に関するアドバイスまで投資先企業の経営全般に深く関与するハンズオン型の投資を基本としております。

### （バイアウト投資）

事業承継問題を抱えている企業、大企業の子会社や事業部門のスピンオフ・スピンアウト、あるいは株式非上場化を志向する企業など、優良な経営資源を有する中堅企業を対象に、MBO等の手法により経営権を掌握したうえで事業再構築を支援しております。

ベンチャー投資で培った経験とノウハウが、投資先企業の経営に直接関与するバイアウト投資に活かされています。

## 9. 投資に関する意思決定プロセス

### （案件発掘）

ベンチャー投資部門、バイアウト投資部門のキャピタリストが、投資対象と成り得る企業を発掘します。キャピタリストによる独自発掘のみならず、大和証券グループのネットワークを活用した、広範なソーシング活動を行っております。

### （デューデリジェンス）

投資部門が発掘した企業に対し、デューデリジェンスを行います。投資案件の検討にあたっては投資部門のみならず審査部門等が関与し、ビジネスモデル、財務、法務等多面的なデューデリジェンスを行っております。

### （投資委員会）

投資の意思決定は、投資委員会にて行います。投資委員会においては、投資部門等が行ったデューデリジェンスを基に、投資見込先のビジネスモデルや業界環境、投資採算等多岐にわたる検証が行われ、投資の可否を判断いたします。



## 10. 金商法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る報酬

<当社ファンドの手数料等について>

当社のファンドへの出資時からファンド満期を経て清算完了の時までにかかる手数料、報酬、費用その他の対価（以下「手数料等」といいます。）は以下のものとなります（以下の手数料等には、投資家の方に直接お支払いいただくもののほか、ファンド財産から支出する手数料等も含まれます）。ただし、具体的な手数料等及びその支払時期はそれぞれのファンドによって異なります。

費用項目	
1. 申込手数料	ありません。
2. 設立費用	出資コミットメント額の上限1%（及び消費税、地方消費税）
3. 管理報酬	出資コミットメント総額に対して年率上限3%（及び消費税、地方消費税）
4. 成功報酬	キャピタル・ゲインの上限20%（及び消費税、地方消費税）
5. 追加出資手数料	追加出資の払込金額に対し、ファンドの効力発生日の翌日から追加クローリング日までの期間について年率上限8%の日割複利計算を行った金額に消費税、地方消費税を加算した金額。
6. その他の費用	投資対象の取得及び処分に係る費用、弁護士、公認会計士等専門家に対する相談費用、財務諸表等の作成費用、監査費用、保護預り口座の保管料及びその他ファンド業務に関する費用。 （実費負担となるため上限額を表示できません。）
7. 脱退に関する取扱い	脱退は、原則不可。やむを得ない事由に基づく場合にのみ許容され、脱退時におけるファンド財産のうち未だ投資（約束）されてない現金及び現金同等物に対する自己の持分の2分の1に相当する金額が払い戻される等の制限があります。ただし、脱退及び持分の払戻しに関連して生じた一切の費用は上記払戻金額から差し引かれます。

※ファンドとは、その持分に係る権利が金融商品取引法第2条第2項第5号及び第6号所定の有価証券となる、いわゆる集団投資スキーム（投資事業有限責任組合、有限責任事業組合、民法上の組合及び匿名組合契約等及び外国の法令に基づくそれらに類するもの）をいいます。

会社名 株式会社ドーガン

所在地 〒 810-0041 福岡県福岡市中央区大名2丁目4番22号

電話 092-739-2311 ファックス 092-739-2317

HPアドレス http://www.dogan.jp/

代表者 代表取締役 森 大介

金融商品取引業登録番号 福岡財務支局長（金商）第101号 登録年月日 平成26年5月28日

協会会員番号 102 - 00122

業務開始年月 平成29年3月 資本金 50百万円

作成部署 リスク統括部 電話 092-739-2311

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	④. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
森 大介	70.1%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	ファンド運用部門・ 投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
28年12月期	—	365	52	44	462
27年12月期	—	420	100	63	530
26年12月期	—	310	39	24	467

5. 組織

①役職員総数 19 名

②運用業務従事者数 8 名

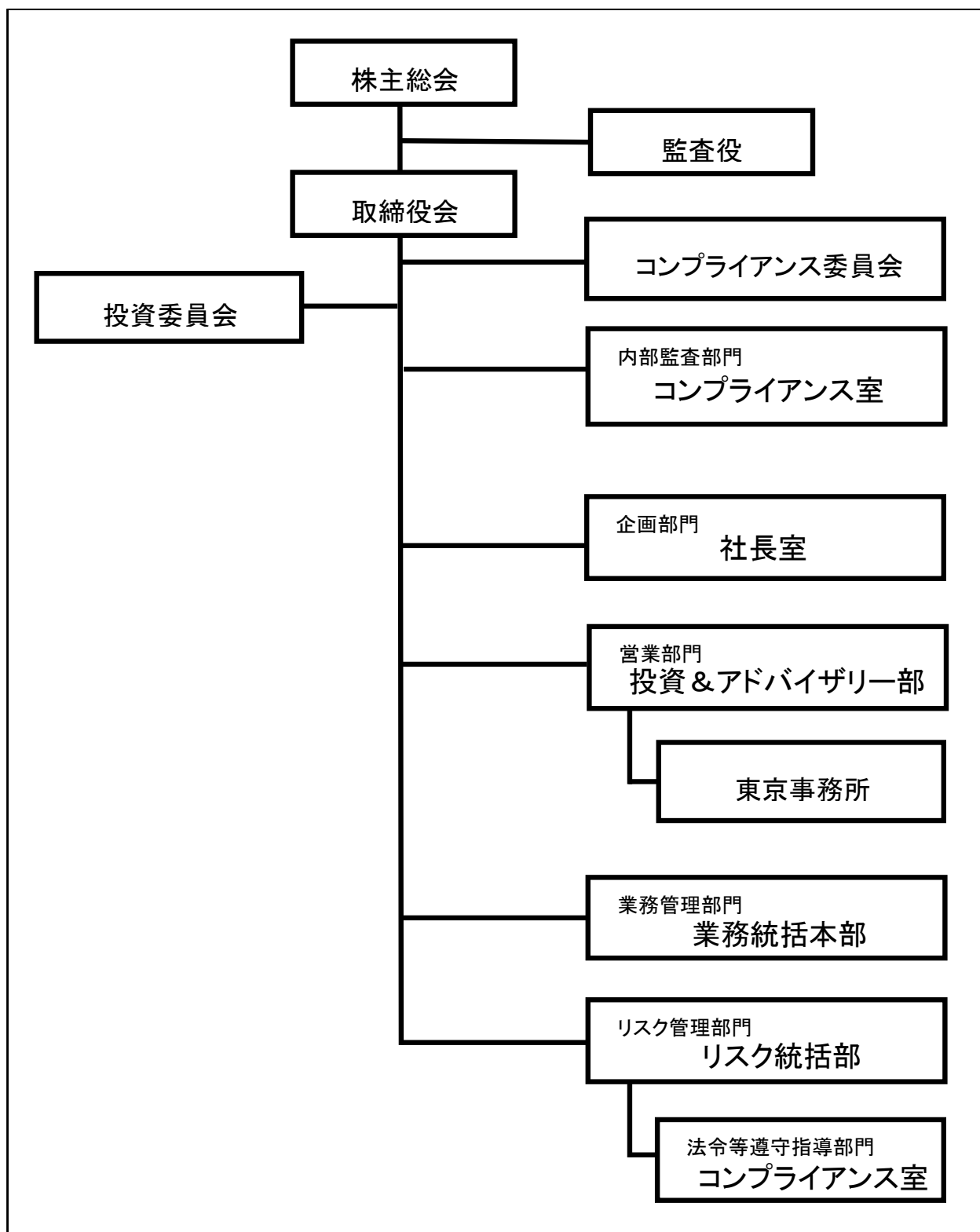
内 ファンド・マネージャー数 2 名、平均経験年数 7 年 11 カ月

内 調査スタッフ数 6 名、平均経験年数 4 年 0 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 0 名

CFA協会認定証券アナリスト数 0 名

<組織図>



7. 契約資産

(ファンド運用業)

①契約資産状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

		投資運用	投資助言
		金額	金額
国内	ファンド運用	-	-
	その他	-	-
	国内 合計	0	0
海外	ファンド運用	-	-
	その他	-	-
	海外 合計	0	0
総合計		0	0

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、  件。

②投資対象別運用状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

	国内株式特化	国内その他	海外株式特化	海外その他	グローバル 株式特化	グローバル その他
件数	-	-	-	-	-	-
金額	-	-	-	-	-	-

(投資一任業)

①契約資産状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	0	0	0	0
	個人		-	-	-	-
	国内計		0	0	0	0

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	0	0	0	0
	個人		-	-	-	-
海外計		0	0	0	0	

総合計			0	0	0	0
-----	--	--	---	---	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、二件。

②海外年金内訳 (運用+助言)

米国	-件 -百万円
欧州	-件 -百万円
アジア	-件 -百万円
その他	-件 -百万円

③投資対象別運用状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-

④契約規模別分布状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

	10億円未満	10~50億円 未満	50~100億円 未満	100~500億円 未満	500~1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	-	-	-	-	-	-
構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金額	-	-	-	-	-	-
構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

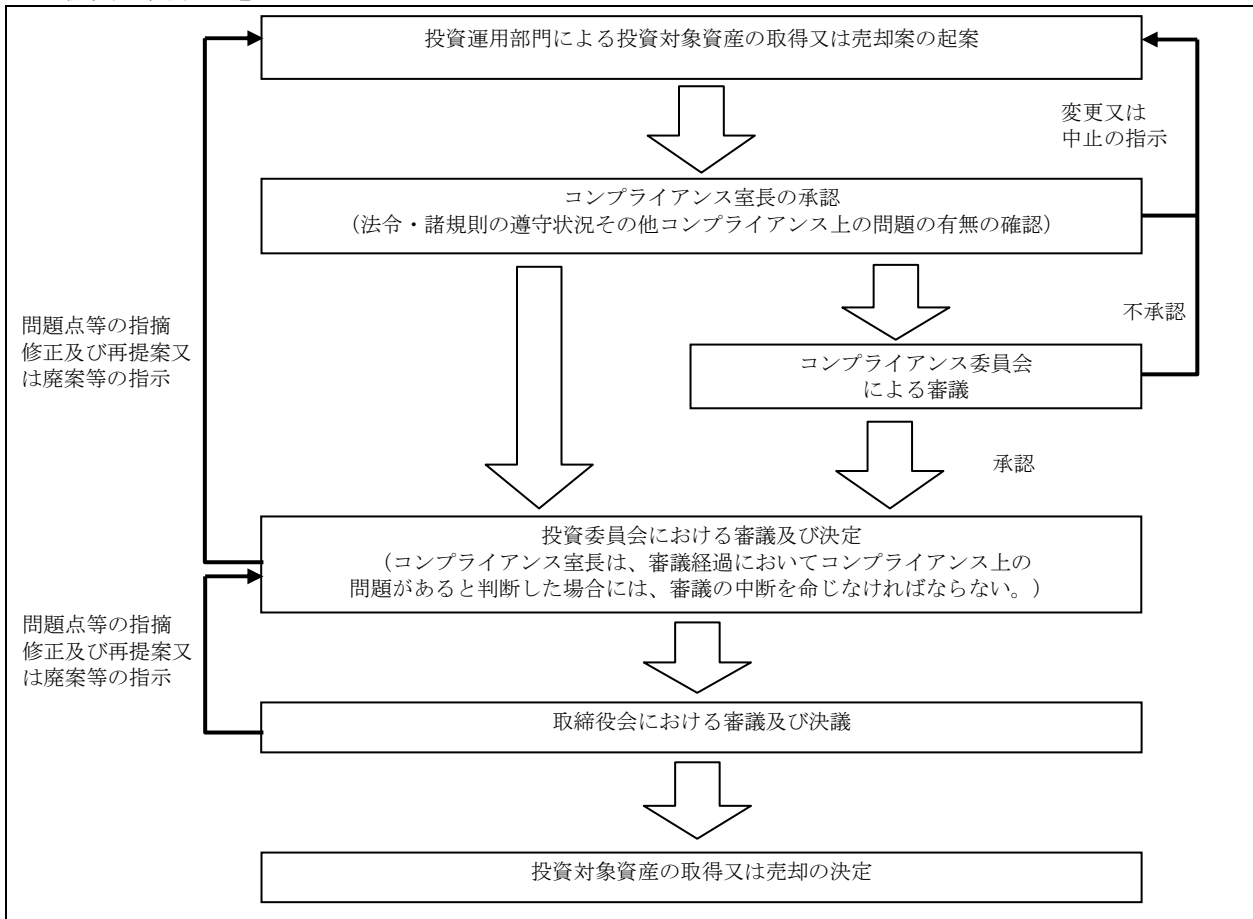
## 8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

当社は、平成16年8月に創業し、平成17年9月から適格機関投資家等特例業務により投資ファンド（ベンチャー、事業承継、企業再生、農業関連等）を運営して参りました。何れのファンドも九州地域経済の活性化に資することに主眼を置いたもので、これまで9つのファンドにて合計約170億円の運用を行って参りました。

また当社は、平成26年5月28日より金融商品取引業者（第二種金融商品取引業、投資助言・代理業）として、金融商品取引業務を行って参りましたが、平成29年3月28日に投資運用業の変更登録（追加）を受けました。

今後は、投資運用業者として、投資家保護に十分な力点を置きながら、九州内外において中小企業等から数多く寄せられているリスクマネーの供給ニーズと、リスク許容度が高く運用難に悩む事業会社や富裕投資家から寄せられている運用ニーズの橋渡し役となることで、引続き地域経済における数少ないリスクマネーの供給者としての役割を果たして参りたいと考えております。

## 9. 投資に関する意思決定プロセス



#### 10. 金商法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る報酬

基本報酬は、原則として（１）～（３）の通り、定めていますが、顧客毎、契約毎に、顧客と協議のうえ、定めるものとします。

##### （１）ファンド組成報酬

ファンド組成時（申込時）に出資約束金額（コミットメント総額）の0～5%程度

##### （２）ファンド管理報酬（期中運用報酬）

ファンド投資期間：出資約束金額（コミットメント総額）の上限5%（年率）

投資期間満了時以降：各事業年度期末日の投資総額の上限5%（年率）

##### （３）成功報酬

ファンド終了時（解散時）に、出資者への分配累計額が出資者の出資履行金額を上回った場合、当該超過金額の20%程度

#### 10. 運用受託報酬・投資助言報酬

##### ➤ 運用受託報酬

基本報酬は、原則として（１）～（３）の通り、定めていますが、顧客毎、契約毎に、顧客と協議のうえ、定めるものとします。

##### （１）ファンド組成報酬

ファンド組成時（申込時）に出資約束金額（コミットメント総額）の0～5%程度

##### （２）ファンド管理報酬（期中運用報酬）

ファンド投資期間：出資約束金額（コミットメント総額）の上限5%（年率）

投資期間満了時以降：各事業年度期末日の投資総額の上限5%（年率）

##### （３）成功報酬

ファンド終了時（解散時）に、出資者への分配累計額が出資者の出資履行金額を上回った場合、当該超過金額の20%程度

##### ➤ 投資助言報酬

当社が行う投資助言業務にかかる報酬は、顧客と締結する契約内容、契約資産額及び契約期間に応じて、定めるものとします。

会社名 日本エンジェルズ・インベストメント株式会社

所在地 〒 102-0083 東京都千代田区麹町3-5-4 麹町インテリジェントビル 4F

電話 03-3230-2383 ファックス 03-3230-2056HPアドレス http://www.naic.co.jp/

代表者 代表取締役社長 石井 靖

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第922号 登録年月日 平成19年9月30日協会会員番号 012-02105業務開始年月 平成12年6月8日 資本金 105,287,500円作成部署 事務部 電話 03-3230-2383

## 1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	④. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

## 2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
子法人	(株)osteriaマネージメント	東京都千代田区麹町3-5-4
子法人	NAIC東日本震災復興ファンド(同)	東京都千代田区麹町3-5-4
子法人	NAICシェアハウスファンド1号(同)	東京都千代田区麹町3-5-4
子法人	一般社団法人NAICファンドベース	東京都港区虎ノ門4-3-1

## 3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
石井 靖	36.4%		%
木村 政彦	35.5%		%
株式会社・コンサルティング	7.4%		%

## 4. 財務状況(直近3年度分)

(単位:百万円)

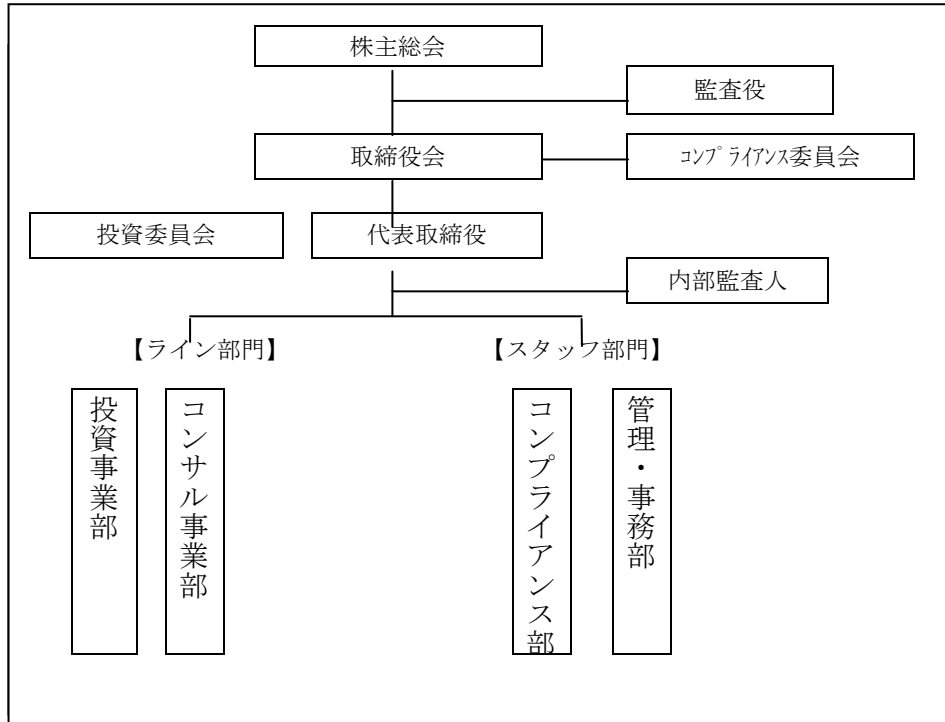
決算期	ファンド運用部門・ 投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
平成29年5月期	8	20	△14	△2	58
平成28年5月期	6	26	1	△7	55
平成27年5月期	1	17	4	4	58

## 5. 組織

①役職員総数 11 名②運用業務従事者数 3 名内 ファンド・マネージャー数 2 名、平均経験年数 15 年  カ月内 調査スタッフ数 1 名、平均経験年数 10 年  カ月③日本証券アナリスト協会検定会員数 0 名CFA協会認定証券アナリスト数  名



<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 平成28年6月1日～平成29年5月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

## 7. 契約資産

(ファンド運用業)

## ① 契約資産状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

		投資運用		投資助言	
		金額		金額	
国内	ファンド運用	7		-	
	その他	-		-	
	国内 合計	7		0	
海外	ファンド運用	-		-	
	その他	-		-	
	海外 合計	0		0	
総合計		7		0	

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、  件。

## ② 投資対象別運用状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

	国内株式特化	国内その他	海外株式特化	海外その他	グローバル 株式特化	グローバル その他
件数	1		-	-	-	-
金額	7		-	-	-	-

(投資一任業)

## ① 契約資産状況 (平成29年3月末現在)

(金額単位：百万円)

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	-	-	-	-
		その他	1	30	-	-
		計	1	30	0	0
	個人	-	-	-	-	
	国内 計	1	30	0	0	
海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	0	0	0	0
	個人	-	-	-	-	
	海外 計			0	0	
総合計			1	30	0	0

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、  件。

## ② 海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

## ③ 投資対象別運用状況（平成29年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	1	-	-	-	-	-	-	-
金額	-	30	-	-	-	-	-	-	-

## ④ 契約規模別分布状況（平成29年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	1	-	-	-	-	-
構成比(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金額	30	-	-	-	-	-
構成比(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

## 8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

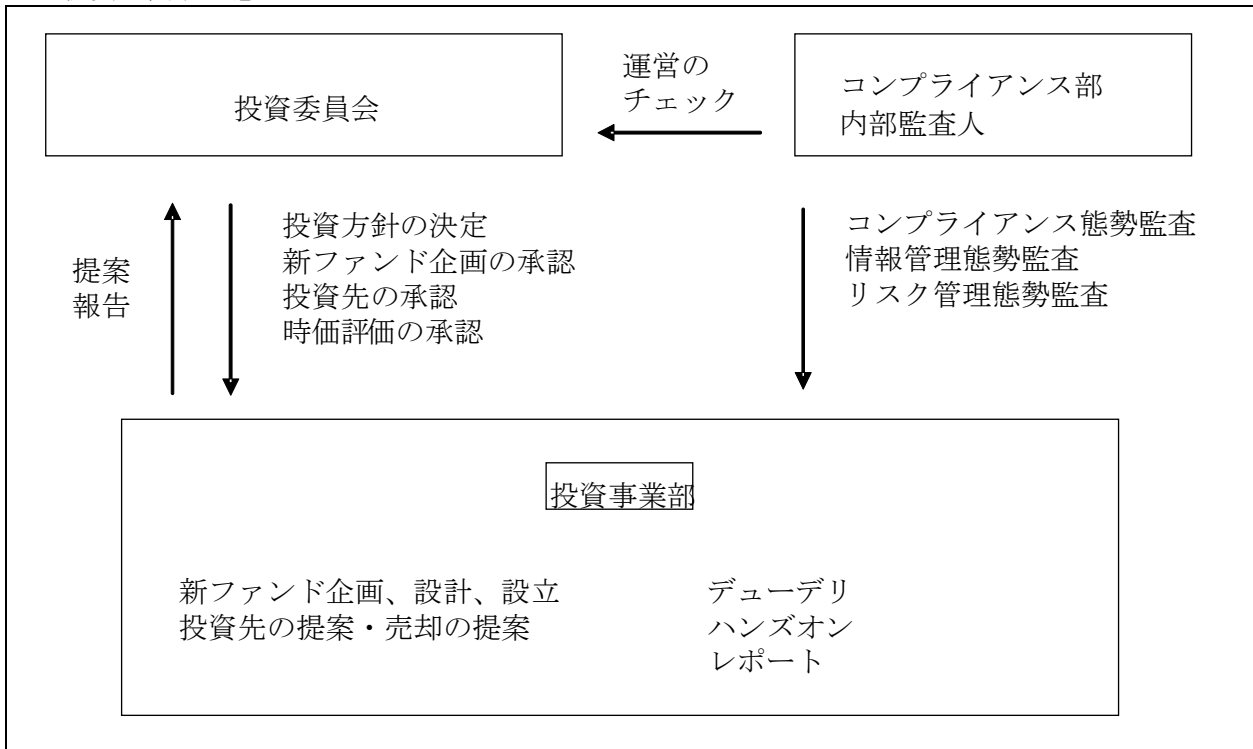
## 【ファンド運用業】

ベンチャー企業への支援という枠組みに捉われる事なく、成長性、及び社会的価値の創造が見込める事業であると判断すれば、ファンドの活用を通して、資金提供、及び様々な支援を組織的に行い、積極的に事業成長の後押しを致します。

## 【投資一任業】

収益性、成長性、社会的価値の創造等の観点を総合的に勘案して運用を行います。運用は、原則としてSPC等のファンドから投資一任を受けて実施します。運用先に対する積極的な支援等を行うことで、運用収益の最大化を目指します。

9. 投資に関する意思決定プロセス



10. 金商法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る報酬

ファンドの手数料（報酬）は、投資事業部から提案されるファンドの企画の内容として、投資委員会に提出され、ファンドごとに定められていますが、原則として運営報酬と投資成功報酬からなり、概ね以下のようになります。

1. 運営報酬  
期初の組合財産の年率3%（消費税別）を各事業年度半期ごとに組合財産から徴収します。
2. 投資成功報酬  
売却実現により純益（組合出資金払込総額を超えた利益）が出た場合には、同純益の20%（消費税別）を成功報酬として無限責任組合員に分配します。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

運用受託報酬については、概ね以下のようになります。

1. 運用管理報酬  
運用資産額の1.0～3.0%（消費税別）程度
2. 成功報酬  
運用により一定の利益水準を超過した場合、かかる超過額の10～30%程度

※報酬は運用内容により個別に定められるため、必ずしも上記のような報酬体系にならない場合もあります。